

退職金規程

株式会社SPI

版 数	第1版
-----	-----

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第3条 解釈上の疑義	1
第4条 改廃	1
第2章 退職金	1
第5条 退職金の定義	1
第6条 退職金共済契約の適用範囲	1
第7条 退職金の支給額	1
第8条 退職金の支給	1
第9条 退職金の支給制限	2
第10条 受給権の処分禁止	2
附則	2
第1条 施行日	2

退職金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、株式会社SPI（以下「会社」という。）の就業規則及びその他の規程に基づき、退職金の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、就業規則に定める従業員区分のうち、正社員及び短時間正社員に適用する。

2 正社員（以下「従業員」という。）以外の退職金の取扱いについては、別に定める。

(解釈上の疑義)

第3条 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署の長及び外部の専門家の意見を勘案し、会社がこれを決定する。

(改廃)

第4条 本規程は、従業員の過半数を代表する者の意見を聴取の上、代表取締役の決裁により、改廃する。

第2章 退職金

(退職金の定義)

第5条 本規程において退職金とは、退職した従業員に対し支払われる金銭のことをいう。

2 退職金の支給は、会社が各従業員について、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(退職金共済契約の適用範囲)

第6条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構との間に退職金共済契約を締結する。

2 就業規則に定める休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構の掛金納付を停止する。

(退職金の支給額)

第7条 退職金共済契約の掛金月額は、毎月5,000円を積み立てとする。

2 退職金の支給額は、その掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金の支給)

第8条 退職金は、試用期間経過後、機構との間に退職金共済契約を締結した従業員が、共済契約の締結後1年以上勤続して退職したとき、その者（従業員が死亡したときは遺族）に支給する。

2 退職金は、従業員（従業員が死亡したときは遺族）に交付する退職金共済手帳

- により、機構から支給を受けるものとする。
- 3 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、速やかに退職金共済手帳を本人又は遺族に交付する。
 - 4 前各項の遺族は、中小企業退職金共済法第14条に規定される順位に従って決定する。

(退職金の支給制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、機構に退職金の減額を申出ることがある。

(受給権の処分禁止)

第10条 本規程により退職金を受ける権利は、他に譲渡し、又は質入れその他担保に供することはできない。

附則

(施行日)

第1条 本規程は、2026年06月01日から実施する。